

凍るど! 日高 COLD HIDAKA 2016 参戦ツアー

北海道沙流郡日高町 極寒 10種競技

2016.1.23(土)~24(日)

大人お1人様 5,600円~11,500円

北海道に住んでいる人なら、子供の頃に一度はやったことのある冬の遊びを競技にしました。雪の中を泳ぐ「スノースイム」や「雪合戦」、濡れタオルを回して凍ったタオルの形を競う「タオル大回転」など2日間にわたり行います。童心に帰って冬の日高で遊びませんか? もちろん、お子様の参加もOKです。

※COLD HIDAKAの主催は、日高地域活性化協議会です。

昨年の模様はこちらからご覧いただけます。 <http://socialdesignschool.jp/coldhidaka/2016/>



第1回大会の模様 (スノーフラッグス)



第1回大会の模様 (スノーボールバトル)



第1回大会の模様 (人間カーリング)

写真提供: 日高地域活性化協議会

行程

中央バス札幌ターミナル (集合 8:15) → → → ひだか高原荘 (昼食: 各自/約 60分) → → → 国立日高青少年自然の家

【COLD HIDAKA スケジュール】

◆開会式 (13:00~)

TRIAL1 スノーフラッグス

TRIAL2 【選択競技】 仮装スキーーズコンテスト

TRIAL3 コールド綱引き

TRIAL4 ペットボトルキャンドルコンテスト

【エキシビジョン】 たいまつ滑走

TRIAL5 【ナイトプログラム】 人間カーリング (20:00頃)

※競技間に時間がある場合は宿舎などで休憩となります。

TRIAL6 タオル大回転 (早朝)

※一度、宿舎に戻ります。

TRIAL7 スノートライアスロン (スノースイム)

TRIAL8 スノートライアスロン (スノーラン)

TRIAL9 スノートライアスロン (ヒップスライダー)

TRIAL10 スノーボールバトル

◆閉会式 (12:00)

道の駅 樹海ロード日高 (昼食: 各自/約 60分) → → → びらとり温泉ゆから (入浴/約 60分) → → → ハム工房「シグびらとり」(買物/約 15分) → → → 中央バス札幌ターミナル (18:00頃)

沙流川温泉ひだか高原荘 宿泊コース

1名1室	2名~5名1室			
	大人	中高校生	小学生	幼児
11,500円	11,000円	8,000円	4,850円	4,300円

◆和室又は洋室となります。(バス別・トイレ付)

お部屋の指定はお受けできません。

◆幼児の食事のみの場合は、3,100円となります。

国立日高青少年自然の家 宿泊コース

大人	中高校生	小学生	幼児
5,600円	2,700円	2,420円	1,940円

◆国立日高青少年自然の家は、男女別の相部屋となります。

1ユニット32名が宿泊できる作りになっており、ユニット内で大部屋に平ベッドが設置されている部屋、または、ユニット内部がそれぞれドアで仕切られた5部屋(1部屋に2段ベッドが3つ)に分かれた部屋になります。(バス別・トイレ各ユニット内にあります)

ご家族であっても、お部屋が別れますのでご注意ください。

部屋の指定はお受けできません

◆施設使用料となります、幼児の寝具なし料金はありません。

◆アメニティは、一切ございません。

◆上履きをご持参ください。

※一般の宿泊施設とは違います。消灯時間(22時門限)や起床時間(朝のつどい)、お部屋などの清掃を宿泊者の皆様で行います。

★詳しくは、「日高青少年自然の家」ホームページなどをご覧ください。

<http://hidaka.niye.go.jp/annai/info1.html>

◆食事/朝食1回・夕食1回 (各施設にて)

◆募集人員/30名 (最少催行人員/10名)

※上記料金には、宿泊代、COLD HIDAKA エントリー料、傷害保険、びらとり温泉入浴代が含まれております。

※昼食代金 (2日分) は、含まれておりません。

◆降雪決行 (但し、暴風雪などの場合は中止)

◆添乗員/同行いたしません。係員がご案内します。

鵜川・沙流川 WAKUWAKU 協議会とは

むかわ町・日高町・平取町の 3 町で構成され、むかわ町を縦貫する鵜川と日高町と平取町を縦貫する沙流川の沿線には「自然」「歴史」「地域文化」「アイヌ文化」「産業」「馬」「食」「温泉」といった多様な観光資源があります。これらの観光資源を体感していただくため、鵜川・沙流川 WAKUWAKU 協議会が札幌発着のツアーの事業主体となり(株)シービーツアーズがモニターツアーのバスツアーとして企画・実施致します。

WAKUWAKU とは、昔から鵜川と沙流川は夫婦川と言われており、その鵜川と沙流川は共に日高山脈を水源として良好な水質が「湧く」、この地を訪れると気持ちちが「わくわく」する、むかわ町・日高町・平取町の3町の新しい「ネットワーク」をもとに名づけられました。



当日の受付は、添乗員もしくは係員が受付をいたしますので、ターミナル待合室にてお待ちください。

※但し、出発時間等に変更がある時にはその都度ご案内致します。

※各行程、交通事情等の理由により到着時間等が多少変更となる場合があります。

ご参加される皆様には、ツアー全般に関するアンケートにご協力いただきます。また、ツアー様子は、広報活動（PR チラシ・新聞・テレビなど）、報告書などへの使用の為、写真・動画などの撮影をさせていただきますので予めご了承ください。

本ツアーは、むかわ町・日高町・平取町の観光振興を目的とした「鵜川・沙流川 WAKUWAKU 協議会」から株式会社ノーザンクロスが委託を受け株式会社シービーツアーズが旅行主催を行っております。ツアーの申し込みは、株式会社シービーツアーズまで、ツアー内容のお問合せは株式会社ノーザンクロスまでお願いいたします。

業務受託・問合せ先



株式会社ノーザンクロス

☎01457-2-3501 又は ☎011-232-3661

旅行条件【要旨】

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読み下さい。詳しい旅行条件を説明した書面をご用意していますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条5に定める契約書面の一部となります。

- この旅行は(株)シービーツアーズ(以下「当社」といふ)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と事業型企画旅行契約(以下「旅行契約」といふ)を締結することとなります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表を称する確定書面及び当社旅行契約款事業型企画旅行契約の部によります。
- 旅行のお申込み及び契約成立時期
- (1)所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込み金を添えてお申込みください。お申込み金は、旅行代金お支払の原資と引かさせていただきます。
 - (2)電話、郵便、ファックス等のお客様の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出とお申込み金の支払いをいただきます。
 - (3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込み金を受領したときに成立するものとします。
 - (4)お申込み金(お一人様)

旅行代金	お申込み金	旅行代金	お申込み金
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	代金の20%
10万円未満	20,000円		

- 団体・グループの契約について
- (1)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとします。
 - (2)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
 - (3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
 - (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 旅行代金のお支払い
- 旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にある日より前(お申込みが期間の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名を添えて旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からのお申し込み限り、お客様の承諾日とみなします。
- 旅行代金の適用
- (1)参加されるお客様のうち、特に注記がない限り、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用のコースは満3歳以上)12歳未満の方は子ども代金となります。

- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認ください。
- 旅行内容の変更
- 当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかにかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの変更をすることがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。
- 旅行代金の変更
- 前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、契約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額額に旅行代金を変更します。

契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日(日曜日)旅行にあっては11日目	無 料
2)20日目(日曜日)旅行にあっては10日目にある日以降の解除(3～6を除く)	旅行代金の20%
3)7日目にある日以降の解除(4～6を除く)	旅行代金の30%
4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5)当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- ＊貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページ内に記載する取消料によります。
- ＊当社の責任とならない各種ローンの取組上の事由に基づき、お取消になる場合も上記取消料をお支払いいただきます。
- ＊お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程上の一部の変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。

- (2)お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除すること

- ができます。
- ①契約内容の重要な変更が行われたとき
 - ②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
 - ③不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき
 - ④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき
 - ⑤当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき
 - ⑥当社の責任による旅行契約の解除及び旅行中止
- (1)お客様が当該特定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2)次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
- ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
 - ②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
 - ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
 - ④お客様が契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
 - ⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にある日より前(日曜日)旅行に3日目にある日より前に旅行中止の通知を行います。
 - ⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
 - ⑦天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき
- 旅行代金に含まれるもの
- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のいかなりエコノミークラス)、宿泊費、食料代、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻ししません。
- (コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人の費用は含みません。)
- 添乗員
- 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行します。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は、日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。添乗員の業務は、原則として8時から20時までです。
- 当社の責任及び免責事項
- (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様

- に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠償いたします。
- (2)手荷物について生じた(1)の損害については同項の規定にかかわらず損害発生時の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます。
- 特別補償
- 当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、事業型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様が事業型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。
- ・死亡見舞金：1500万円
 - ・入院見舞金：2～20万円
 - ・通院見舞金：1～5万円
 - ・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)
- 国内旅行保険への加入について
- ご旅行中、病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあまた、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これを担保するため、お客様ご自身で十分額の国内旅行保険に加入されることがお勧めです。国内旅行保険については、お申込の販売員にお問い合わせください。
- 事故等のお申出について
- 旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、または、お申込店にご通知ください。(し、補償できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- 個人情報の取扱いについて
- 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様が申し込まいただいた旅行においては運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店は、
- ①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
 - ②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い
 - ③アンケートのお願い
 - ④特典サービスの提供
- 統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります
- 旅行条件・旅行代金の基準
- この旅行条件は2015 年 12月1日を基準としています。また旅行代金は2015 年 12月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

北海道知事登録旅行業 第2470号-JATA正会員
 北海道中央バスグループ

旅行企画
 実 施

株式会社
シービーツアーズ

本 社
 TEL.011-221-1122
 札幌市中央区大通東1丁目3番地
 中央バス札幌ターミナル2F
 営業時間／平日9:00～17:30・土曜9:00～14:00(日祝定休)
 ◎総合旅行業務取扱管理者・井端 優一

予約センター TEL.011-221-0912
 滝川営業所
 TEL.0125-26-1188
 滝川市栄町4丁目9番1号
 中央バス滝川ターミナル1F
 営業時間／平日9:00～18:00・土曜9:00～14:30(日祝定休)
 ◎総合旅行業務取扱管理者・本間 宏之

総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

●お申込み・お問い合わせは

cbt 旅

検索

FAXお申込み24時間受付中

FAX 011-221-0117

FAX用紙に

1.コース名

2.出発日(第一希望・第二希望)

3.代表者および参加者全員のお名前・年齢・郵便番号・住所・連絡先をご記入ください。

※満席でお受けできない場合もございます。予約のご回答は営業時間内とさせていただきます。

日帰りツアーの一部商品はインターネット予約ができます! <http://www.cb-tours.com>